監督命令

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和７年（再）第１号

広島県廿日市市峠10245番地43

再生債務者　株式会社廿日市管理（開始決定時の商号）株式会社イシカワ

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

１　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式全部である普通株式８万株

２　再生債務者が１の株式を取得する日　７記載の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初に出資をした日

３　減少する資本金の額　資本金4000万円

４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７記載の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初に出資をした日

５　募集株式の数　普通株式１株

６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金１円

７　募集株式と引換にする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１ケ月（但し、期間の末日が銀行休業日に当たるときは、その直後の銀行営業日まで）

８　増加する資本金の額　金１円

令和８年３月25日

広島地方裁判所民事第４部

再生計画認可

再生手続廃止

小規模個人再生による再生手続開始